

熊本県卸売市場検査要項

(趣旨)

第1条 この要項は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第12条及び第14条の規定に基づき、熊本県内の地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）の開設者（以下「開設者」という。）に対して行う検査（以下「検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(検査の目的)

第2条 検査は、卸売市場の業務及び会計が法令等に基づき適正に行われているかを的確に把握することにより、卸売市場における適正な売買取引の確保等、卸売市場の健全な発展と生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通を図ることを目的とする。

(検査権の行使)

第3条 検査は、流通アグリビジネス課職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

(検査事項)

第4条 検査は、次の事項について行う。

- (1) 業務運営の状況
- (2) その他必要な事項

(検査の方法)

第5条 検査は、実地の検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む）の検査又はこれらを組み合わせた方法により行う。

(検査基準日及び検査の範囲)

第6条 検査基準日は、原則として検査に着手した日とする。

2 検査は、検査基準日の前1年間における卸売市場の業務及び会計の状況につい

て行うものとする。ただし、必要がある場合には、検査基準日の1年以上前の時期についても行うことができる。

(無通告検査の原則)

第7条 検査は、あらかじめ通告しないで行うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。

(検査員の証の呈示)

第8条 検査員は、検査に際して職員証明書を、開設者の役員その他の責任者に対し呈示し、検査を行う旨を告げなければならない。

(検査の立会い)

第9条 実地の検査に当たっては、開設者の役員又はその他の責任者1人以上の立会いを得て行わなければならない。

(検査対象者に対する配慮)

第10条 検査員は、検査に当たっては、開設者の業務の執行に支障を及ぼすことのないように留意するとともに、開設者に無用の負担を負わせないようにするものとする。

(検査講評)

第11条 検査員は、検査終了後、開設者に対し、検査によって明らかになった事項についての講評を行い、相手方から意見を聴取するようにしなければならない。

(検査結果の報告)

第12条 検査員は、検査終了後、速やかに検査結果や意見等を記載した報告書を作成して知事に提出しなければならない。

(検査書の交付及び回答)

第13条 検査の結果、知事が改善の必要があると認める指摘事項については、検査書を作成し、開設者に交付するものとする。

2 知事は、前項の検査書を交付した後、改善の必要がある指摘事項については、速やかに回答を徴取するものとする。

(秘密の保持)

第14条 検査員は、検査により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(検査の実施に関する細部事項)

第15条 この要項に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、流通アグリビジネス課長が別に定める。

附 則

この要項は昭和49年1月8日から施行する。

附 則

この要項は平成19年4月10日から施行する。

附 則

この要項は令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要項は令和3年1月14日から施行する。